公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和3年5月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月20日

 山形県監査委員
 森
 谷
 仙
 一
 郎

 山形県監査委員
 星
 川
 純
 一

 山形県監査委員
 松
 田
 義
 彦

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準(令和2年山形県監査委員訓令第1号)に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査 (定期監査)

(3) 監査の対象及び着眼点 (評価項目)

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の 効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関15箇所について、次のとおり実施した。

| 監査対象機関 | | | | | | | | | 実施年月日 | 担当監査委員 | |
|-------------------|----|----|-----|------------|-----|----|-----|-----|-----------|--------|-------|
| 酒 | 田 | 特 | 另 | 川 5 | 支 扫 | 援 | 学 | 校 | 令和3年5月18日 | 松田委員 | _ |
| 長 | | 井 | 髙 | ĵ | 等 | | 学 | 校 | 令和3年5月19日 | 松田委員 | |
| 農業総合研究センター水田農業研究所 | | | | | | | | 开究所 | 令和3年6月7日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 農業総合研究センター養豚研究所 | | | | | | | | 沂 | 令和3年6月7日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 東 | | 京 | | 事 | | 務 | | 所 | 令和3年6月7日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 大 | | 阪 | | 事 | | 務 | | 所 | 令和3年6月7日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 名 | | 古 | 屋 | 1 | 事 | | 務 | 所 | 令和3年6月7日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 病 | 害 | 虫 | 防 隊 | 余 所 | 庄 | 内 | 支 | 所 | 令和3年6月7日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 村 | Щ | 電 | 気 | 水 | 道 | 事 | 務 | 所 | 令和3年6月7日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 農 | | 林 | | 大 | | 学 | | 校 | 令和3年6月10日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 農業総合研究センター畜産研究所 | | | | | | | | 沂 | 令和3年6月10日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 農 | 業総 | 合研 | 究セ | ンタ | 一嵐 | 芸農 | 農業研 | 开究所 | 令和3年6月10日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 最 | 上 | 電 | 気 | 水 | 道 | 事 | 務 | 所 | 令和3年6月10日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴 | 岡 | 電 | 気 | 水 | 道 | 事 | 務 | 所 | 令和3年6月11日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 酒 | 田 | 電 | 気 | 水 | 道 | 事 | 務 | 所 | 令和3年6月11日 | 星川委員 | 松田委員 |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監

査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

- イ 酒田特別支援学校
 - (4) 前年度の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。 (内容)

支出事務が適切でないものがある。

通勤手当について、支給の始期を誤り、返納を要するもの 1件

令和2年8月支給分

既支給額 17,100円

正支給額 0円

要返納額 17,100円

- ロ 農業総合研究センター水田農業研究所
 - (4) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

調定額及び収入額を誤ったもの 2件 合計 268,949円

主な事例は以下のとおり

平成30年度產米精算金

誤調定額 41,597円

正調定額 301,715円

差額 260,118円

ハ農林大学校

(イ) 入札事務が適切でないものがある。

(内容)

落札決定後に入札業者に対する資格審査を誤っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

令和2年度山形県農林大学校ぶどう雨よけハウス一部建替え工事

(ロ) 物品の管理が適切でないものがある。

(内容)

物品の取得及び処分に係る決裁が行われていないなど、手続が極めて不適切なもの

- a 生産品に関する物品管理者への引継ぎ、受払の状況の整理等について、生産品受払簿による管理が行われていない
- b 生産品の処分に際し、売却等の処分決議が行われていない
- ニ 農業総合研究センター園芸農業研究所
 - (4) 物品の管理が適切でないものがある。

(内容)

指定物品について、知事の承認及び不用決定の手続を行わずに廃棄したもの 3件 主な事例は以下のとおり

品名 DNA シーケンサー

取得価格 17,115,000 円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認をした日から2箇月を超えてしていないものがある。(農林大学校)

口財産

(イ) 財産台帳(借受財産を含む)の記載が著しく滞っているものがある。(農業総合研究センター園芸 農業研究所)

ハ契約

(イ) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたものがある。(最上電気水道事務所、鶴岡電気水道事務所、酒田電気水道事務所)

二債権

(イ) 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のものがある。(長 井高等学校)